

# 奈良市文化芸術活動支援事業募集要領

## 1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、芸術家らによる表現活動の機会や環境が著しく損なわれています。本事業では、文化芸術イベントの開催にかかる会場費や動画配信にかかる費用等を支援することで、芸術家らによる活動の活性化へとつなげ、市民が文化芸術に触れる機会の提供を目指します。

## 2. 募集期間

令和3年10月20日（水）～令和4年2月18日（金）

※先着順に受付け、予算の上限（1500万円）に達した時点で終了します。

## 3. 補助対象者

補助対象者は、以下のいずれにも該当する事業者（法人・個人）及び文化芸術団体とします。なお、同一の申請者が複数の申請を行うことはできません。（補助対象事業は、1補助対象者につき1事業のみ申請可能）

※ただし、対象施設の所有者または管理者による主催事業は対象となりません。

### [事業者（法人・個人）の場合]

- 市内在住者若しくは事務所が市内にある法人、又は活動の拠点が市内にある個人若しくは法人であること。
- 法人の場合は、規約、定款等を有し、代表者及び役員の定めがあること。
- 不特定多数の人を対象に公開し、対価を得る文化芸術活動の実績が1年以上あること。

### [文化芸術団体の場合]

- 事務所又は活動の拠点が市内にある団体であること。
- 規約、定款等を有し、代表者及び役員の定めのあること。
- 設立から1年以上経過していること。
- 市内において不特定多数の人を対象に公開する文化芸術活動の実績を有すること。

以下に該当する事業者（個人・団体）及び文化芸術団体は本事業の申請はできません。

- × 国若しくは地方公共団体、又は国若しくは地方公共団体が資本金等を出資している団体。
- × 暴力団等（奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等をいう。）
- × 市税を滞納している者（ただし、市税における納税の猶予を受けており、その猶予期間内であるものを除く）
- × 会場となる施設の所有者または管理者

- × その他市長が不相当と認める者

#### 4. 補助の対象となる事業

##### (1) 対象となる分野

##### 音楽、演劇、舞踊・舞踏、伝統芸能、美術、写真

##### その他、文化芸術基本法（平成 29 年法律第 73 号）第八条から第十二条までに規定する分野

###### （文化芸術基本法）

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

##### (2) 事業の内容

以下のいずれにも該当する事業を対象とします。

- 市内の対象施設を有償で使用し、実施する不特定多数の人を対象に公開する文化芸術活動の事業で、主となる出演者・出展者等が文化芸術活動により収入を得ていること。
- 観覧・参加・視聴にあたって事業収入（チケット代や観覧料等）が発生するもの。  
※動画配信を行う場合は、視聴料、広告料、課金等の収入が発生する予定のもの。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止が効果的に行われるものであること。  
※対象施設において有観客で開催する場合は、観客数は会場収容定員の原則として 50%を上限とすること。（異なるグループ間では座席を 1 席空けるが、親子等の同一グループ（5 名以内）では座席間隔を空ける措置は不要。その場合収容率が 50%を超える場合もあり得る）（収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離（1m）を確保できること）ただし、業種別ガイドライン等の内容変更により収容数制限が感染対策上、必要なくなった場合はこの限りではない。
- 本補助金の趣旨及び目的に沿うものであり、かつ明確な会計経理を行うことができると認められるものであること。

（事業例）

- 市内のホールでのアーティストによる無観客公演の有料動画配信
- 市内の劇場におけるガイドラインに基づく収容人数制限を行い実施する有料公演
- 市内のレンタルスペースでの写真家による有料展覧会
- 市内のギャラリーで行う作家の作品展の有料動画配信

### (3) 対象施設

利用料金が公表されている市内の施設であって、公共または民間の施設

ただし、民間の施設にあつては、一般的に公演又は展示を行う会場と認知され、利用料金が公表されている施設であつて、本事業の申請時まで、有料で施設を貸し出して行う文化芸術公演等の開催実績を有すること。

※ 要件を満たすか確認できない場合は、別途「対象施設要件チェックリスト」をご提出いただきます。

※ 対象施設の使用にあつては、公表されている利用料金を支払っていることが条件となります。利用料金の免除、減免、割引などがある場合は、「7. 補助対象経費・補助金額」における「2. 会場となる施設にかかる費用」は補助対象外となります。

## 5. 補助の対象となる事業の実施期間

令和3年10月1日（金）から令和4年3月6日（日）までに実施する事業

\* 原則、文化芸術事業開催の2週間前までに申請してください。やむを得ない事情がある場合に限り事後申請が可能ですが、交付対象とならないことがあります。

## 6. 補助の対象とならない事業

以下に該当する事業については、補助の対象となりません。また、補助の対象とならないことが交付決定後に判明した場合も、補助金の交付は行いません。

- × 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業
- × 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- × 特定の団体、会員その他限られた範囲の市民を対象とする発表会、展示会又は講座等の事業
- × 売上げの全部又は一部を寄附することを目的とする事業
- × 国、地方公共団体、申請対象施設の管理者が主催・共催する事業

※ ただし、上記の共催が名義や広報協力だけであり、事業への経費助成等を受けていないと認められるものは除きます。

- × ワークショップや講座等、知識や技術の教授・伝達を目的とした事業
- × 国または地方公共団体、その他助成団体からの補助金・助成金等の交付を受けている事業
- × 新型コロナウイルス感染症の拡大防止が十分でないと市が判断した事業

× その他本補助金の趣旨に照らし市長が不相当と認める事業

(対象とならない事業例)

- × 文化芸術活動の練習、ワークショップ
- × 広場や路上等、対象施設以外を会場とした公演
- × 自治会、大学、学校等のクラブ活動・サークル活動
- × 観客が特定の会員、生徒及び家族等のみに限定される事業

## 7. 補助対象経費・補助金額

**補助金額上限：50万円（事業全体）** \*ただし、以下の区分ごとに補助上限額があります。

補助対象経費	補助金額
<p><b>1. 動画配信にかかる費用</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 機材等賃借料（カメラ、通信機器等）</li><li>・ 映像撮影・編集経費</li><li>・ 動画配信経費</li><li>・ 撮影・編集・配信に要する外部スタッフ人件費</li><li>・ 動画配信に係る消耗品費（申請者の財産となる反復使用ができる物品は対象外とする。）</li><li>・ その他動画制作及び配信に必要と認められる経費</li></ul> <p>※ 原則、対象施設で実施する事業を動画配信（中継または後日配信）する場合に限ります。宣伝や紹介を目的とする映像にかかる経費は対象になりません。</p> <p>※ 映像撮影については、原則会場における撮影費用に限ります。</p>	上限：20万円
<p><b>2. 会場となる施設にかかる費用</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 会場使用料及び付帯設備使用料（施設に附随する楽屋等の使用料を含む。）</li><li>・ 音響・照明などのテクニカルスタッフ等の人件費</li></ul> <p>※ 開催が複数日になる場合は、連続した日であること。（施設休館日のぞく）</p> <p>※ 公演本番と連続するリハーサルや設営・撤去のための使用も対象になります。</p> <p>※ 出演にかかる費用や作品の制作にかかる費用は対象外です。</p>	上限：25万円
<p><b>3. 感染防止対策にかかる費用</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 消耗品費（申請者の財産となる反復使用ができる物品は対象外とする。） 例：手指消毒液、使い捨てマスク等</li><li>・ 備品賃借料 例：サーモカメラ、空気清浄機等</li><li>・ 新型コロナウイルス感染症に関する検査費用（抗体検査費をのぞく）</li></ul>	上限：5万円

※ 1から3までを合わせて申請することが可能ですが、申請にあたっては対象施設の使用が必要  
なため、原則、「2. 会場となる施設にかかる費用」の補助金交付申請が前提となります。

※ 実績報告時には、対象経費の支出の証拠書類（領収書等）の原本を確認させていただきます。

※ 令和3年10月1日以降に支払った経費が対象となります。

<補助対象経費一覧>

費目	補助対象経費	補助対象外経費
会場費	・本番及び本番と連続した準備・リハーサルのための会場使用料(開催が複数日になる場合は連続した日)	・本番と連続しないリハーサルにかかる会場使用料 ・看板費
使用料	・会場で使用する本番及び本番と連続した準備・リハーサルに使用する設備・機材使用料 ・動画配信にかかる設備・機材使用料 ・動画配信にかかるシステム等使用料 ・撮影・編集・配信に要する外部スタッフ人件費 ・感染対策に必要な物品レンタル料	・楽器借料(施設に付属するものは補助対象)、楽譜借料
舞台費	・照明費、音響費、映像費 ・動画配信にかかる撮影費 ・舞台スタッフ人件費	・大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費 ・記録・広報用の撮影費
委託費	・動画制作・編集費(文芸費に該当するものは対象外)	・会場設営撤去費 ・舞台設営撤去費
需用費	・動画配信にかかる消耗品費 ・感染防止対策にかかる消耗品費 * 反復使用が可能なものは消耗品に含みません	・左記以外の消耗品費、印刷製本費
通信費	・動画配信にかかる通信費	・左記以外の通信費、郵送料、運搬料
雑役務費	・新型コロナウイルス感染症に関する検査費用(抗体検査費をのぞく)	・広告宣伝費、入場券等販売手数料、保険料
出演費		・出演者に係る費用
音楽費		・音楽の作曲、編曲、作詞、制作、編集にかかる経費
文芸費		・演出、監修、振付、舞台監督、音響・照明プラン、演出等助手、著作権使用、美術・衣装等デザイン、脚本、翻訳、原稿、原作、企画制作にかかる経費
作品費		・作品借料、作品保険料
運搬費		・道具、楽器、作品、機材等の運搬にかかる費用
賃金・共済費		・運営スタッフにかかる費用(照明、音響、映像、舞台、動画配信にかかる人件費除く)
旅費		・交通費、宿泊費、日当
報償費		・諸謝金
備品購入費		・申請者の財産となる備品購入費

※ 補助対象になるか不明な場合は、必ずお問合せください。

- ※ 会場使用料においては、公表されている利用料金を支払っていることが条件となります。利用料金の免除、減免、割引がある場合、「会場にかかる費用」がすべて補助対象外となります。
- ※ 申請者（法人・団体）の常勤スタッフに対する人件費はすべて補助対象外となります。
- ※ その他、申請者が当然負担すべきであると市が判断する経費は対象外経費となります。

#### 対象外となる経費の例

##### 【動画配信にかかる費用について】

- × 事業の宣伝告知のための動画にかかる費用
- × 配信動画にのみ登場する出演者・ゲストの撮影費用
- × 動画内で使用する音楽や画像の使用料（会場で上演されたものは除く）
- × 機材用の配線など、継続して使用が可能な物品

##### 【会場となる施設にかかる費用】

- × コンサート会場へ入場するためのチケット販売に係る費用
- × 上演作品の照明・音響プラン料（機器の操作スタッフにかかる費用は対象経費）
- × 大道具や小道具、衣装にかかる費用
- × 会場への搬入搬出にかかる費用

##### 【感染防止対策費用について】

- × サーモカメラ・体温計の購入にかかる費用（レンタル費用は対象経費）
- × 感染防止対策のために増員した運営スタッフの人件費
- × 対象施設附属の空調機器の改修にかかる費用

##### 【その他について】

- × 申請者が補助金から直接受給する経費
- × 事業者、団体運営のための経常経費（事務局維持経費等）
- × 本事業の申請にかかる経費（印刷費、交通費等）

#### 事業収入について

事業によって得た収入（チケット料金、動画視聴料、入場料等）については、対象外経費に充たいたくことが可能です。また、本補助金は支出額に対して補助を行うものであり、実績報告での事業収入の決算額により補助金額が増減することはありません。

## 8. 申請手続きについて

申請書類（市文化振興課窓口にて配布又は市ホームページで入手可能）に必要な事項を記入し、募集期間内に奈良市文化振興課「奈良市文化芸術活動支援事業」担当まで、郵送又は電子メールにより提出してください。

電子メールでの書類提出については、1つのメールにつき5MB以内で送信するようにお願いいたします。電子メールで書類を提出した場合は、着信確認メールをお送りします。着信確認メールがない場合は送信が出来ていない可能性がありますので、お問合せください。

奈良市ホームページ／奈良市文化芸術活動支援事業

<https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/21/125536.html>



[申請時に必要な書類]

事業者（個人、法人）の場合	文化芸術団体の場合
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 奈良市文化芸術活動支援事業補助金交付申請書（第1号様式）</li><li>・ 補助対象事業に係る事業計画書（第2号様式）</li><li>・ 補助対象事業に係る収支予算書（第3号様式）</li><li>・ 活動実態調書（第4号様式）</li><li>・ 誓約書（第5号様式）</li><li>・ 相手方登録申請書（補助金振込口座の通帳またはキャッシュカードのコピーを添付）</li><li>・ 過去に実施した文化芸術活動のチラシや報告書など事業内容が分かる資料（A4サイズ4頁以内）</li><li>・ 主たる出演者・出展者等が収入を得て活動していることが分かる資料（A4サイズ4頁以内）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 団体の規約又は定款等の写し</li><li>・ 団体役員等の名簿</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ （法人）登記事項証明書の写し又は法人の実態がわかるもの</li><li>・ （個人事業者）確定申告書控えの写し（令和2年分）</li></ul>	

## 9. 交付決定

市は、申請書を受理後、申請内容を審査し、1ヵ月以内に結果を通知します。申請内容によっては交付の対象とならない場合や、交付額を申請額から減額する場合があります。

## 10. 実績報告

交付事業が完了したときは、完了日から1ヵ月以内に、市に次に掲げる実績報告時に必要な書類を提出してください。ただし、1ヵ月を経過する日が令和4年3月21日を越える場合は3月21日が提出期限となります。

[実績報告時に必要な書類]

- ・ 実績報告書（第6号様式）
- ・ 補助対象事業に係る事業実績内訳（第7号様式）
- ・ 補助対象事業に係る収支決算書（第8号様式）
- ・ 経費の明細書（第9号様式）
- ・ 領収書等の収入及び支出の証拠書類の写し（領収書等原本との照合を行います）
- ・ その他参考資料（チラシ、パンフレット、記録写真、アンケート結果等）

## 11. 補助金交付額の確定・交付

市は、実績報告書等に基づき、対象経費等について精査し、補助金の交付確定額を申請者へ通知します。その後、申請者からの請求書の提出を受け、補助金を指定の口座へ振り込みます。

## 12. 申請から実施までの流れ

申請者	<b>募集期間</b> 令和3年10月20日 ~令和4年2月18日	郵送や電子メールによる申請書の提出をお願いします。
市	<b>補助金交付決定・通知</b> 申請後、1ヵ月以内	申請書を受領後、申請内容を審査し、交付事業と交付額を決定し、申請者全員へ通知します。申請内容について市から照会することがあります。
申請者	<b>事業実施</b> 令和4年3月6日まで	「13. 留意事項」に留意して事業を実施してください。
申請者	<b>実績報告</b> 事業完了後1ヵ月以内 （最終提出期限 3月21日まで）	実績報告の手続きが適正に行われない場合、交付決定を取り消す場合がありますので、ご注意ください。
市	<b>補助金交付額の確定・交付</b>	<u>実績報告にある対象事業経費が交付決定額を上回っても、交付額の増額はありませ</u> ん。



### 13. 留意事項

- (1) 対象となる市内の会場を使用してください。
- (2) 補助事業の実施においては、各種ガイドライン等に基づいた新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、来場者や出演者、スタッフ等の感染防止に配慮してください。
- (3) 事業の広報物や成果物には「奈良市文化芸術活動支援事業」と表記してください。
- (4) 補助事業の内容の変更（中止含む。）は、市長の承認が必要となる場合があります。内容を変更しようとする場合は事前に市に相談をお願いします。
- (5) 著作権等、第三者の権利については、事業実施者の責任、費用負担において適正な処理をお願いします。（市は一切の責任を負いません）
- (6) 動画配信等による広告収入、課金収入等がある場合は、あらかじめ収支予算に含めるとともに、3月21日までの収入額を収支決算書に記載し実績報告を行ってください。
- (7) 補助金の消費税仕入控除税額がある場合は、これを補助対象経費から減額したうえで交付申請や実績報告を行ってください。実績報告書を提出した後に、消費税等仕入控除税額が確定した場合は消費税等仕入控除税額報告書（別記第10号様式）により報告いただき、その金額の返還をお願いします。
- (8) 事業に係る関係書類（経費関係や市からの通知書、提出書類の写し等）は、令和9年3月31日まで（5年間）保管してください。なお、市やその他省庁からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供することができるようにしてください。
- (9) 提出いただいた補助金の交付に係る一連の書類は、個人情報を除き原則公開し、市議会への資料や行政文書開示請求の対象となる可能性があります。
- (10) 補助事業の実施にあたっては、関係法令を遵守してください。また、行政機関や権利者への許可届出等が必要な場合は、事業実施者の責任において必ず行うようにしてください。

### 14. 提出お問合せ先

奈良市文化振興課 「奈良市文化芸術活動支援事業」担当

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1-1（奈良市役所北棟4階）

電話番号：0742-34-4942 Eメール：rinjibunka@city.nara.lg.jp

受付時間：土日祝を除く9時～17時

※ ご質問等はメール又は電話にて受け付けます。「よくある質問と回答」もご覧ください。